

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76-2151 内線 222、223

特定期間・特例追納のご案内

○特定期間について

国民年金第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります（ただし年金額には反映しません）。

○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます場合があります（既に年金を受け取っている方は、特例追納しても年金額が増えない場合があります）。

【特例追納の対象期間】

- ・特例追納する時点で60歳未満の方は、承認のあった月前10年以内の期間
- ・特例追納する時点で60歳以上の方は、50歳以上60歳未満であった期間




問い合わせ先



ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
※050から始まる電話からは☎03-6630-2525

上下水道料金等の検針及び料金徴収業務担当員のお知らせ

水道、下水道、農業集落排水の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

委託先 水 i n g 株式会社 北海道支店

| | |
|---|--|
| 津別市街地区 及び活汲地区 | 豊永及び高台の一部、 美都、上里地区 |
|  |   |
| 後藤 寛治さん | 上杉 猛晴さん 太田 威さん |

| | |
|---|--|
| 本岐地区 | 相生、大昭、布川地区 |
|  |  ※上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。 |
| 内田 憲造さん | 佐藤 啓一さん |

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

建設課水道グループ ☎76-2151（内線253・254）
委託先 水 i n g 株式会社北海道支店 津別管理事務所
（下水道管理センター内）☎76-2848

健康推進担当からのお知らせ

保健福祉課健康推進担当では、子育てに関する相談や、体や心に関する健康相談のほかに、訪問や健康教育を行いますので、お気軽にご相談、またはご連絡をお待ちしております。

【健康推進保健師の担当地区】

| 保健師 | 担当自治会 |
|-------|---|
| 向平 亮子 | 幸町、本町、東町、新町、高台、本岐、双葉、沼沢、二又、木樋、恩根、大昭、布川、相生 |
| 織田香奈恵 | 豊永、柏町、高台町、下美都、上美都、上里 |
| 山本 幸恵 | 緑町、西町、旭町、東岡、活汲、岩富 |
| 渡辺 可愛 | 共和、達美町、下最上、上最上、西達美、達美、東達美 |

★栄養士：土井ゆかり

（担当地区に関係なく、栄養の相談や教室を担当します）

また、65歳以上の方の健康づくりや介護相談については、「地域包括支援センター」の保健師の丸尾美佐、石崎佐枝子、介護支援専門員の蒔田理香子、相内弥生、樋口大介がご相談に応じますのでよろしくお願ひいたします。

問い合わせ先 保健福祉課健康推進担当 ☎76-2151
地域包括支援センター ☎76-2158

よろず相談&心配ごと相談のお知らせ

5月のよろず相談 ☎76-2151（内線216）

日時 5月19日（金）午後1時～3時

場所 林業研修会館1階図書室 相談委員 久保利治、福井全雅

心配ごと相談 ☎76-1161

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

★★★★ 船橋っ子の受け入れ家庭募集 ★★★★★

千葉県船橋市と津別町の青少年交流事業も今年で29年目。今年は船橋市から40名の小学5年生から中学3年生までの子どもたちがやってきます！そこで、子どもたちをホームステイさせてくれる受け入れ家庭を募集します。船橋っ子の一度しかない、その瞬間の思い出づくりに、ぜひご協力をお願いいたします。

日程 8月5日（土）～9日（水）4泊5日 ※ホームステイは5日（土）・6日（日）の2泊です。

受入人数 原則1家庭2名（応相談）

謝礼金 食費1食1,000円（合計5,000円）、交通費5,000円、諸経費3,000円

申込期限 6月16日（金）まで

申し込み・問い合わせ先 生涯学習課社会教育グループ ☎76-2713 担当：あたく

※ご家庭にお子さまがいらっしゃらなくても、船橋の子どもを受け入れていただける方も募集します。

■ホームステイを受け入れなくても交流会に参加できます■

8月7日（月）～9日（水）は、津別の子どもと合同で阿寒方面への合同観光や網走川ラフティングなどの交流会を行います（内容は後日チラシにて詳しくお知らせします）。

●宿泊先…中央公民館や道立施設を予定 ●参加費…無料

●定員…40名 ●対象…小学4年生～中学3年生

●申し込み…各学校を通じて申込チラシを配布する予定ですのでお楽しみに！



船橋市公式キャラクター「船えもん」

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

森林所有者で立木を伐採する方は（立木を売買する場合は買う方と共同で）左記の届け出を提出しなければなりません。

- ① 「伐採及び伐採後の造林の届出書」
・町内の森林の造林・伐採方法等の基準を定める「津別町森林整備計画」に適合しているかを確認するために提出が必要です。
- ② 「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
・伐採の届け出に基づき造林が完了したことを確認するために提出が必要です。

・伐採後の造林が完了した日から30日以内に提出して下さい。
・森林法の改正により平成29年4月から提出が必要となりました。

☆森林経営計画に加入している場合
伐採する前に森林経営計画で伐採の計画が認定されている必要があります。詳しくは北見広域森林組合（☎0157-23-7425）にお問い合わせ下さい。
※森林経営計画：森林を適切に管理するために森林所有者が共同でつくる計画です。

☆届け出をせずに伐採するなどの違反を犯した場合は、森林法により罰せられることがあります（30万円以下の罰金）。

届け出・問い合わせ先

産業振興課林政・再生可能エネルギー推進グループ
☎76-2151（内線260）